

関係者ヒアリング結果概要

- 1 日時
令和3年3月26日（金） 11時00分～12時00分
- 2 場所
オンライン開催
- 3 対象者
横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部 小中学校企画課
土屋 隆史 氏
- 4 対応者
出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 稲垣室長 ほか
- 5 内容

（横浜市における外国籍児童生徒等の現状）

- 横浜市における外国籍及び外国につながる児童生徒数は年々増加しており、今年度7月1日現在は1万人を超えている。外国籍児童生徒としては中国籍の児童生徒が圧倒的に多い。ここにおける「外国につながる児童生徒」とは日本国籍を持っているものの、両親の一方が外国籍である、又は家族全員が帰化したという事情があったりという児童生徒を指す。学校では国籍・ルーツ等について詳しく質問するわけではないので、これは学校として知り得た数に留まり、実際にはこれより多い可能性もある。
- 日本語指導が必要な児童生徒も年々増加している。横浜市はJSL評価参照枠6段階のうち5未満の児童生徒を「日本語指導が必要」な児童生徒としている。

（国際教室担当教員配置校等について）

- 横浜市は日本語指導が必要な児童生徒のために国際教室を設置し、児童生徒の人数に応じて担当教員を配置・加配している。配置校は毎年20校ずつくらい増えている。
- 学校全体の半数が外国籍及び外国につながる児童生徒という配置校すらある。そのような学校は加配教員だけでは足りないため、非常勤講師を配置している。
- 特に外国籍児童生徒が多いところには外国語補助指導員を配置している。どの言語の外国語補助指導員を配置するかは、配置される学校のニーズによって決めている。外国語補助指導員の具体的な業務内容としては、

保護者からの電話対応，学校が配付する文章の翻訳，児童生徒の授業の支援，児童生徒の指導等。

- 非常勤講師は教員免許を有している。外国語補助指導員は教員免許を持っていないケースもあり，母語ネイティブとして児童生徒の支援に当たっている。

(日本語支援拠点施設における取組について)

- 日本語支援拠点施設「ひまわり」及び「鶴見ひまわり」を設けている。施設の役割はプレクラス，学校ガイダンス及び就学前教室「さくら教室」の実施。
- プレクラスとは，外国から新たに転・編入学した児童生徒のために1か月間，集中的に日本語指導及び学校生活の体験を行うもの。週3日は朝から授業終了時間まで「ひまわり」，残り週2日は在籍校に通う。「ひまわり」においては，教員免許を持っているプレクラス指導員と日本語教師の資格を持つ者がペアになって指導する。教員免許を持つ者が指導しているので在籍校との関係においても出席扱いになる。
- 学校ガイダンスにおいては，新たに学校に転・編入学をした児童生徒やその保護者を対象に母語でガイダンスを行っている。その際に，児童生徒の出身国における学習歴も簡単にチェックをして在籍校に情報提供している。保護者に対しては，入学手続の書類の記入支援も行っている。
- 「さくら教室」は日本語支援が必要な新小学1年生と保護者を対象に学校生活の紹介を行うもの。通訳が準備できる言語については全て通訳を手配している。

(横浜市日本語教室)

- 日本語の初期指導が必要な児童生徒に対して，日本語指導資格を有する講師が指導を行っている。
- 前述の国際教室との違いは，国際教室は学校の教員が学校の中で指導するものであるのに対し，横浜市日本語教室は日本語指導資格を有する講師が初期の日本語指導を行っており，教科指導は行わないこと。
- 開催方法としては，小学校では日本語講師が学校に派遣され，週1回別室で指導を行っている。中学校では生徒が市内に5か所ある指導教室に通う形になる。
- 児童生徒が日本語教室に通う期間は日本語の到達度ではなく回数によって決まっている。不公平感が出ないように，国際教室設置校の児童生徒とそれ以外の児童生徒とで通う回数に差をつけている。

(母語支援ボランティア活用事業について)

- 日本語指導が必要な児童生徒に対し、母語のできるボランティアが授業中に付き添って支援するなどの初期適応・学習支援を行っている。
- 初期適応・学習支援を受けた後の児童生徒に対しては、さらに、放課後や長期休業期間中に母語のできるボランティアによる補習等の支援を行っている。
- 保護者についても、個人面談や家庭訪問に際して母語支援ボランティアによる支援を行っている。

(学校通訳ボランティアによる保護者対応について)

- 市立小・中・義務教育学校における転入学の説明、個人面談、入学説明会、家庭訪問等での通訳ボランティアを公益財団法人横浜市国際交流協会(YOKE)に業務委託している。
- 前述の母語支援ボランティア活用事業は、学校がボランティアを見つける必要がある一方で、事前申請等は必要なく、ボランティアに対応してもらう時間帯も自由に設定できる。
- 他方、YOKEに委託するボランティアは、学校がボランティアを見つける必要はない一方で、事前申請が必要であり、定時までしか利用できないという側面がある。

(各種ガイドブック発行)

- 「ようこそ横浜の学校へ」という学校向け及び保護者向けのガイドブックのほか、「ひまわり」独自の日本語教材、帰国子女の保護者向けの「横浜市帰国児童生徒教育ガイド」を横浜市教育委員会HPに掲載し、ダウンロード可能にしている。

(日本語指導者に対する指導について)

- 主に日本語指導が必要な児童生徒を指導する教員への研修を様々な形で行っている。国際教室担当教員向けの研修のほか、初任者研修や管理職研修でも外国人児童生徒の指導に係る研修を行っている。
- 国際教室の担当教員は毎年半数くらい変わるため、時期に応じて研修や説明会を行っている。教員養成の過程で外国人児童の指導等を学ぶ人は少なく、初めて担当教員を務める者は何をしていいかわからない場合も多いため、1年目の担当教員向け説明会と2年目以降向けの説明会は分けて開催している。

- 国際教室の担当教員が学校内に1人しかいないというケースは多い。初めて担当教員を務める者にとって、学校内に担当が1人きりだと不安を感じるため、国際教室担当教員同士の横の繋がりも進めている。

(外国語指導主事助手について)

- 教育委員会事務局において外国語指導主事助手として外国語のネイティブな方を雇用している。

(その他)

- 中国籍の人の在留カードについて、在留カードに漢字を併記しているケースと併記していないケース（アルファベットのピンインのみ）があり、この記載が市役所・区役所においても正式な名前として扱われるところ、卒業証書については正式な名前を記載する必要があるため、漢字併記のない生徒についてはピンインのみの記載になってしまう。漢字併記のない生徒やその保護者から漢字併記を求められても対応できない。この問合せは毎年数多く寄せられている。在留カード交付申請書に中国語訳があれば、申請時の誤解が減少し、トラブルが減るのではないか。
- 不就学の児童生徒については、外国人学校に在籍している者、インターナショナルスクールに通っている者、そもそも日本に住んでいない者等も含まれていることがある。出入国の状況が分からないので教員が個別に訪問して確認するなどしているが、正確な把握は難しい。
- 今、入学してきた外国籍等児童生徒が学校にいい思い出を持ってくれば、将来的に日本の良き理解者になってくれる。どの国の保護者も子供の教育に関心がない人はいないのだから、子供を学校に安心して預けることができる環境づくりは重要。

以上